

「第 8 次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定しました

川崎市では、子どもに関する施策の推進に際し、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るため、川崎市子どもの権利に関する行動計画を策定しています。

このたび、令和 8 年度から令和 1 1 年度までの 4 年間で計画の期間とする「第 8 次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定しましたので公表いたします。

また、本計画の策定にあたり、子どもから意見を聴く取組を行い、子ども向けのリーフレットや意見聴取の結果をまとめた資料を作成しましたので、あわせて公表します。

1 本計画の主なポイント

ポイント 1 計画期間の変更（実効性を高める計画へ）

⇒計画期間を従来の 3 年から 4 年に変更し、「川崎市総合計画」や「こども・若者の未来応援プラン」と計画期間を合わせることで、より施策の実効性を高める計画としました。

ポイント 2 子どもの意見を聴く取組の実施（詳細は本編第 2 章に掲載）

⇒計画策定にあたり、次のような取組を行い、子どもの意見を幅広く聴取しました。

①イベント等での対面での意見聴取、②フォームを用いたアンケート調査の実施、③パブリックコメントの実施（募集動画の公開）

寄せられた意見は計画内容の検討や、リーフレットの作成等に活用し、子どもに分かりやすく計画が伝わるよう取り組みました。

ポイント 3 体系の整理と見直し（詳細は本編第 3・4 章に掲載）

⇒計画に関連する事業・取組について体系の整理・見直しを行い、より分かりやすい計画となるよう取り組みました。

今後、計画の進捗状況の公表等で内容がより分かりやすくなるよう引き続き取り組んでいきます。

ポイント 4 重点的取組の位置づけ（詳細は本編第 4 章に掲載）

⇒「子どもの権利の普及・啓発の推進」「子どもの意見表明を支援する取組の推進」「子どもの居場所づくりの推進」の 3 つを計画期間における重点的取組として位置付け、課題の解決に向けて取組を推進します。

2 添付資料

「第 8 次川崎市子どもの権利に関する行動計画」本編及び概要版、リーフレット版は川崎市ホームページ及びかわさき子どもページで公表します。



（URL： <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000186022.html>）

【市ホームページ】 【子どもページ】

（子どもページ URL： <https://www.city.kawasaki.jp/kawasaku18/page/0000182443.html>）

【問合せ先】

川崎市こども未来局青少年支援室
青少年育成・子どもの権利担当 湯川
電話 044-200-2689
（内線 43304）